

第10回大阪府市統合本部会議資料

類似・重複している行政サービス（B項目）
論点整理

平成24年5月8日

大阪府市統合本部事務局

■基本的な考え方

○新たな大都市制度移行後の出資法人や施設のあるべき姿はどうか

- ・そもそも府市で行っている当該事業・施設を存続させる必要があるか
- ・行政が関与する必要があるか（民間にできることは民間にまかせる）
- ・行政が関与する必要がある場合、広域的事業か基礎的事業か
- ・現在の実施主体（施設）において引き続き行う必要があるか

○あるべき姿を実現するために、取り組むことは何か

■各事業等の整理の視点

○事業分析に基づき、事業の仕分け（広域・基礎・廃止等）とあるべき形態、当面の取組みについて論点整理

- 〔出資法人〕 法人が行う必要性を検証した上で、組織や運営体制の一本化に加え、当面の効率化・連携方策などを検討
- 〔施設〕 府市の施設の統合や運営主体の一本化ができないか、または指定管理者を同一にするなどの工夫についても検討
- 〔共通〕 利用者の視点で、サービス向上と運営効率化を追求

【参考】これまでの作業状況

- 2月13日 第6回府市統合本部会議で先行検討項目（22項目）を選定
- ～4月上旬 府市カウンターパート間で事業分析を実施
- 4月17日 論点整理及び基本的方向性に向けて、副知事・副市長間で今後の進め方を協議

B項目／先行検討リスト

(出資法人)

サービスや利用者の重複、財務や投資の状況などを整理分析し、
あるべき姿を検証

大阪府	大阪市
1 信用保証協会	信用保証協会
2 国際交流財団	国際交流センター
3 保健医療財団	環境保健協会
4 道路公社	道路公社
5 住宅供給公社	住宅供給公社
6 堺泉北埠頭(株)	大阪港埠頭(株)
7 文化財センター	市博物館協会 (発掘調査業務のあり方)

(集客施設 [公の施設等])

サービスや利用者の重複、収支コスト、公民の役割分担などを
整理分析し、あるべき姿を検証

大阪府	大阪市
10 府立中央図書館	市立中央図書館
11 府立体育会館	市立中央体育館
12 門真スポーツセンター	大阪プール
13 府立大型児童館 ビッグバン	キッズプラザ大阪
14 大阪国際会議場	インテックス大阪

(公設試験施設)

検査・研究機能のあり方や経営形態などについて整理分析し、
あるべき姿を検証

大阪府	大阪市
8 産業技術総合研究所	工業研究所
9 公衆衛生研究所	環境科学研究所

(その他の施設 [公の施設等])

府市の役割分担やサービスの必要性などを整理分析し、
あるべき姿を検証

大阪府	大阪市
15 こども青少年施設	こども青少年施設
16 障がい者交流促進センター	障害者スポーツセンター
17 マイドームおおさか (産業振興機構)	産業創造館 (都市型産業振興センター)
18 ドーンセンター	クレオ大阪
19 府立高校	市立高校
20 府立支援学校	市立特別支援学校
21 こころの健康総合センター	こころの健康センター
22 犬管理指導所	動物管理センター

[項目：大阪府中小企業信用保証協会・大阪市信用保証協会]

法人の概要

中小企業者等に対する金融の円滑化を図り、その健全な発展に資することを目的とした信用保証業務の実施

		大阪府	大阪市
施設名（団体名）		大阪府中小企業信用保証協会	大阪市信用保証協会
所管部局名		商工労働部金融支援課	経済局産業振興部金融課
現在の経営形態		出資法人等（指定出資法人：特別法に基づく法人）	外郭団体（監理団体：特別法に基づく法人）
事業規模	職員数	正職員334人（H23.4.1）	正職員93人（H23.4.1）
	利用料収入	【保証料】 28,016百万円（H22年度実績）	【保証料】 8,617百万円（H22年度実績）
	利用（者）件数	【保証件数】 177,647件、【利用企業数】 100,111社 【保証債務残高】 2,728,059百万円（H22年度末時点）	【保証件数】 58,822件、【利用企業数】 35,931社 【保証債務残高】 803,629百万円（H22年度末時点）
出資比率（上位5位）		大阪府41.1%（うち国15.9%）、金融機関58.9%	大阪市33.7%、金融機関66.3%
国庫等	運営費	—	—
	建設費	—	—
府市からの補助金等		（制度融資損失補償金）H23当初予算額 7,285百万円	（代位弁済補助金（差引税等））H23予算額3,190百万円
		H22決算額6,734百万円 H21決算額7,184百万円	H22決算額5,768百万円、H21決算額1,889百万円
根拠法		信用保証協会法	
法的制約		解散・合併を行うには信用保証協会法の規定に基づき、理事の3分の2以上の者の同意を経て主務大臣の認可を受ける必要がある。	

【項目：信用保証協会】

分析の視点	主な論点（試案）
○信用保証事業の現状評価 ・信用保証事業の社会コスト分析 ➢社会コスト（国税、地方税を通じた負担コスト）※は、増加の一途 ➢要因は、①代位弁済率の高さ ②回収率の低下 ※中小企業者が保証付き融資を返済できなかった場合、保証協会が金融機関へ代位弁済を行うが、その負担は、中小企業者が支払う信用保証料以外に、国税（日本政策金融公庫の信用保険）や地方税（一部制度融資では地方自治体が損失補てんを実施）でカバーされている。 ○健全運営への方向性 ・適正な社会コスト水準を想定した運営 ➢代位弁済率の適正化 ①スコアリングモデルの改善 ②保証担当者のスキル強化 ③外部人材登用 など ➢回収の強化 ①回収部門の人員増強 ②回収部門人材のスキル強化 ③外部人材登用 など 【取組による期待効果】 ○経営・行政の効率化 ・審査・回収等に係る業務スキルの向上 ・間接部門などの経費減 ・行政の監督業務減	○統合する場合の最適な手法の検討 ・中小企業への資金供給の円滑化や社会コストの軽減に資する統合のあり方 ・手法については「合併」「市協会清算による統合」「事業譲渡」など、複数の手法について検討 ○統合に向けた諸課題の整理 ・許認可庁（金融庁、中小企業庁）の許可、統合プロセス、マネジメント体制及び組織体制、両協会の保証債務等の取扱い、府市の財政負担のあり方、関係機関等との調整 など
	作業状況
	○府市ワーキンググループ協議 平成24年1月25日 ○外部委員ヒアリング 2月 7日 府市の考え方を聴取 2月21日 府市保証協会の現状分析 3月 6日 // 、府市保証協会ヒア 3月21日 // 4月 3日 // 、府市保証協会ヒア 4月17日 //

[項目：(公財) 大阪府国際交流財団・(公財) 大阪国際交流センター]

法人の概要

【国際交流財団】大阪の国際化と府民の国際交流の促進を図り、国際都市大阪の発展と国際親善に寄与することを目的とした事業を実施。

【国際交流センター】市民レベルの相互理解の増進と友好親善の促進、さらには大阪の国際化を先導する拠点として、大阪を中心とした関西一円において様々な事業を実施。

		大阪府	大阪市
施設名（団体名）		大阪府国際交流財団	大阪国際交流センター
所管部局名		府民文化部 都市魅力創造局 国際交流・観光課	政策企画室国際交流企画担当
現在の経営形態		出資法人等（指定出資法人）	外郭団体（監理団体）
事業規模	予算額	136百万円	706百万円
	職員数	常勤役員1人、常勤職員2人、嘱託等9人	常勤役員2人、常勤職員25人
	利用料収入	オリオン寮居室料収入22百万円	施設収入457百万円
	利用（者）件数	オリオン寮入居者数840人（年間延人数） 相談件数1,214件	インフォC入館者数8万人、相談件数2,581件
出資比率（上位5位）		府99.9%（50.3億円：H.22末基本財産 39.9億円）、民間0.1%	市100%（2億円）
国庫等	運営費（ランニングコスト）	—	大阪市国際交流振興基金
	建設費	118百万円 留学生宿舍建設奨励金（H5・6）	一部地方債を充当
府市からの補助金等		委託料7,220千円、補助金1,460千円	委託料30,593千円、交付金114,273千円
根拠法		「地方公共団体における国際交流の在り方に関する指針」（昭和62年3月自治省）など	
法的制約		統合には、両財団法人の決議、国等の認可が必要	

【項目：(公財)大阪府国際交流財団・(公財)大阪国際交流センター】

分析の視点	主な論点（試案）
○大阪府国際交流財団 ・ 存続期間を10年間と定め、大阪府国際化戦略の目標を達成するため、基本財産を取り崩し「グローバル人材の育成」「外国人の受入環境整備」に重点的に取り組む ○大阪国際交流センター ・ 市からの交付金を基に、国際交流・協力の促進、外国人が暮らしやすい地域づくり、国際化の担い手の育成などを図る事業を実施 ・ 財団が管理運営している施設について、民営化を検討 ○双方で重複した事業を実施 ・ 留学生のための就職支援 ・ 外国人への情報提供、相談の実施 ・ 国際交流情報の収集・発信 など 【取組による期待効果】 ・ 情報収集・発信力の強化 ・ 重複の整理による事業の効率化	○国際交流事業における広域・基礎自治体としての役割分担および重複事業の整理 ○大阪府国際交流財団にかかる既定方針（10年間で廃止）との考え方の整理 ○大阪国際交流センターの管理運営業務の民営化に伴う自立的財政基盤の確保 ＜統合する場合の論点＞ ○財団のあり方（統合手法、組織体制など） ○財団における事業の運営方法と財源の整理 作業状況 ○ 平成23年12月27日～ 府市での検討開始 ・ 現状課題と統合課題について検討 ・ 大阪国際交流センターの施設活用の検討 ○ 平成24年3月7日～ 府市両財団を交えての検討開始 ・ 府市で重複している事業の洗い出し、広域・基礎の仕分け

[項目:(財)大阪府保健医療財団・(財)大阪市環境保健協会]

法人の概要

【保健医療財団】 府民の健康の保持及び増進を図るため、がん・生活習慣病の予防、その他の公衆衛生及び医療に関する各種事業を実施
 【環境保健協会】 市民へのがん検診や保健指導をはじめとする一日ドックなどの検診事業等を実施

		大阪府	大阪市
施設名（団体名）		(財) 大阪府保健医療財団	(財) 大阪市環境保健協会
所管部局名		健康医療部健康づくり課	健康局健康推進部健康施策課
現在の経営形態		出資法人等（指定出資法人）	外郭団体（監理団体）
事業規模	予算額	3,176百万円（うち中河内救命救急C分1,750百万円）	1,244百万円
	職員数	常勤160人（うち府OB7人） * 中河内救命救急C83人（H23.7.1）	常勤66人（うち市OB11人）（H23.7.1）
	利用料収入	1,698百万円（うち中河内救命救急C分772百万円）	492百万円
	利用（者）件数	（がん検診）16.7万人、（特定健診）1.2万人	（総合健診C）4.0万人、（特定健診）3.0万人
出資比率（上位5位）		府48.7%、府医師会40.5%、府歯科医師会2.7%、府薬剤師会2.7%	市100%
国庫等	運営費（ランニングコスト）	—	—
	建設費	—	—
府市からの補助金等		1,218百万円（うち中河内救命救急C分677百万円）	—
根拠法		—	—
法的制約		—	—

【項目：(財)大阪府保健医療財団・(財)大阪市環境保健協会】

分析の視点	主な論点（試案）
○ 対象地域は異なるものの、がん検診や特定健診をともに実施しており、事業内容の一部が類似 (大阪府保健医療財団 ※公益財団法人へ移行予定) がん検診・特定健診のデータ分析により、市町村等への指導・助言をすることで技術水準の維持向上を目的とする ①がん検診事業 ・府内がん検診の精度管理 ・車検診による検診不足地域への支援 がん検診 170,000件 特定健診 12,000件 ②循環器病予防事業 ・市町村特定健診等の分析・評価・効果的取組の支援 ③大阪府立中河内救急救命センターの運営 (大阪市環境保健協会 ※一般財団法人へ移行予定) 大阪市民を対象とした住民健診の実施など基礎自治体が行う事業を実施 ①特定健康診査・がん検診 特定健診 30,000件 がん検診 50,000件 ②総合健診センター事業 人間ドック 9,000件 定期健康診断 25,000件 ③先天性代謝異常検査 23,000件 ④訪問看護事業 【取組による期待効果】 ・類似業務の整理、統合	○下記の事項に留意した上で、両財団のあり方、統合の可能性について検討 ・財団が進めている今後の方向性の違い 保健医療財団：公益財団法人 環境保健協会：一般財団法人 ○事業内容の類似範囲の縮小について ・がん検診における車検診 など ○両法人が当面行いうる事業連携について
	作業状況
	・平成24年2月 大阪府市で打ち合わせ ・2月～ 大阪府市にて事業分析を作成

[項目:大阪府道路公社・大阪市道路公社]

法人の概要

【府道路公社】府域において有料道路(鳥飼仁和寺大橋、堺泉北、第二阪奈、南阪奈、箕面)を維持管理

【市道路公社】市域において有料道路事業駐車場8箇所、買取駐車場2箇所、道路高架下駐車場163箇所と尻無川新橋(有料)を維持管理

		大阪府	大阪市
施設名(団体名)		大阪府道路公社	大阪市道路公社
所管部局名		都市整備部道路整備課	建設局道路部調整課
現在の経営形態		出資法人等(指定出資法人:特別法に基づく法人)	外郭団体(監理団体:特別法に基づく法人)
事業規模	予算額	10,634百万円(収入、支出)(H23年度予算)	5,568百万円(収入)、5,554百万円(支出)(H23年度予算)
	職員数	41人(うち役員2人、派遣職員22人、OB8人、嘱託員9人) (H23.7.1)	23人(うち役員2人、固有職員8人、派遣職員2人、OB4人、嘱託職員7人) (H23.7.1)
	利用料収入	9,357百万円(H22年度決算)	1,527百万円(駐車場(一時利用))、1,231百万円(駐車場(月極))、 231百万円(有料橋)(H22年度決算)
	利用(者)件数	4,313万台/年(有料道路)【通行台数】(H22年度決算)	142万台/年(駐車場(一時利用))【駐車台数】、 5千台/月(駐車場(月極))【契約台数】、 239万台/年(有料道路)【通行台数】(H22年度決算)
出資比率(上位5位)		大阪府100%	大阪市100%
国庫等	運営費		
	建設費	借入金1,788億円 うち償還残額736億円(H22年度末)	借入金523億円 うち償還残額189億円 (現行契約では、償還期限は平成33年度まで)(H22年度末) ※別途、建設資金償還に伴う資金借入金194億円、出資金34億円
府市からの補助金等		有料道路建設資金借入金の利子補給補助124百万円(H23年度予算)	道路公社駐車場建設資金償還に伴う資金借入金利子補給補助379百万円、 道路公社駐車場建設資金借入金利子負担金102百万円(H23年度予算)
根拠法		地方道路公社法、道路整備特別措置法	
法的制約		公社法上、公社は、都道府県又は政令で指定する人口50万人以上の市でなければ、設立することができない。合併規定なし。	

[項目：道路公社]

分析の視点	主な論点（試案）
○主な事業 ・市公社と府公社は管理施設が異なる。 - 市公社：主に駐車場を管理 - 府公社：有料道路のみを管理 ○財務状況 ・市公社の経営については、経営改善計画策定後も厳しい状況にあり、経営の継続性には不確定要素あり ・今後もこのような厳しい状況が続くと、市公社の解散時の残債務額が膨らむおそれ ○公社の方向性 ・市公社については、主に駐車場を管理しているため、「民間にできる事業は民間で行う」という考えのもと、駐車場施設売却の可能性等も視野に入れて、今後の市公社の方向性を検討 ・府公社は、阪神高速道路(株)等との統合に向けて検討中 [取組による期待効果] ・両公社の事業内容、役割、今後の方向性は異なるため、統合によるメリットは管理部門のコスト低減など限定的	○大都市制度移行にあたっての公社のあり方 ・統合によるメリットが少ないことから、両公社それぞれの今後のあり方も含めて検討 ・市公社においては、現在の財務状況から解散も視野に入れた課題整理が必要 ○市公社の解散を想定した場合の課題 ・借入金の償還、市の債務保証による残債務処理 ・公社管理駐車場の管理主体の検討など (参考) 地方道路公社法上、都道府県又は政令で指定する人口50万人以上の市でなければ設立できない(→本来、広域的業務)
	作業状況 平成24年3月13日、4月10日 事業分析、今後の府市における公社改革の取り組み方針の比較、方向性検討

[項目：大阪府住宅供給公社・大阪市住宅供給公社]

法人の概要

地方住宅供給公社法に基づき事業を実施

主要事業○直轄事業：賃貸住宅等事業、宅地管理事業（府のみ）

○受託事業：府営（市営）住宅管理事業

		大阪府	大阪市
施設名（団体名）		大阪府住宅供給公社	大阪市住宅供給公社
所管部局名		住宅まちづくり部居住企画課	都市整備局総務部総務課、企画部住宅政策課
現在の経営形態		出資法人等（指定出資法人：特別法に基づく法人）	外郭団体（監理団体：特別法に基づく法人）
事業規模等 （H22年度末）	職員数	578人（うち非常勤312人）	349人（うち非常勤等214人）
	公社賃貸住宅管理戸数	22,135	3,603
	府営・市営住宅管理戸数	120,079	101,302
	事業収益（H22決算：億円）	388	175
	資産額（H22決算：億円）	2,582	965
借入金残高（H22決算：億円）		1,812	689
出資比率（上位5位）		大阪府全額出資	大阪市全額出資
府市からの補助金等（H22）		高齢者向け優良賃貸住宅整備費補助金 238百万円 事業資金借入に対する利子補給 266百万円	地域優良賃貸住宅供給促進事業建設費補助金 136百万円（H23年度限り） 大阪市住宅市街地総合整備事業補助金 55百万円（H23年度限り） 事業資金借入に対する利子補給 366百万円
根拠法		地方住宅供給公社法	
法的制約		公社法上、公社は、都道府県又は政令で指定する人口50万以上の市でなければ、設立することができない。合併規定なし。	

[項目:住宅供給公社]

分析の視点	主な論点（試案）
○主な事業 1. 府住宅供給公社 賃貸住宅等管理事業（直接建設） ・一般賃貸 20,006戸（市域1,153戸） ・高優賃 1,544戸（市域 275戸） ・特優賃 585戸（市域 234戸） 宅地管理事業 府営住宅管理事業 ・管理代行 117,927戸（H23年度末） ⇒H24年度から指定管理者として64,288戸を管理 2. 市住宅供給公社 賃貸住宅等管理事業（直接建設） ・一般賃貸 1,851戸 ・高優賃 342戸 ・特優賃 1,410戸 市営住宅管理事業 ・管理代行 87,732戸（H23年度末） ⇒H25年度中の指定管理者制度導入を予定 ○財務状況 ・府公社は監査法人による外部監査を導入し「A+」の格付けを取得。H23年度に公社債（5年債、0.794%）を発行し、資金調達を実施 ・市公社は、公認会計士事務所による外部監査を実施 ○組織のスリム化の状況 ・府公社は職員の削減計画に基づき削減を実施 H20;319人（別途非常勤330人）⇒H24;204人（別途非常勤205人） ・市公社は、市派遣職員の大幅な引き揚げを実施。市営住宅指定管理の選定結果次第では余剰人員が発生する可能性もあるが、適切な人員体制の整備を行っていく [取組による期待効果] ・入居希望者へ提供可能な賃貸住宅情報の増加など、市内の窓口一本化によるサービス向上 ・総務部門等の重複している部門の効率化	○大都市制度移行にあたっての公社のあり方 ・地方住宅供給公社法上、合併の規定がない ・当面両公社において経営改善を引き続き進めるとともに、統合の手法について検討 ○統合する場合の課題 ・資産・負債の整理 ・適正人員による体制整備 ・府市公社賃貸住宅の間で異なる運用（収入基準等）、各種業務システムの改修など、事業継続にあたっての調整 （参考） 地方住宅供給公社法上、都道府県又は政令で指定する人口50万人以上の市でなければ設立できない（→本来、広域的業務）
	作業状況
	○両公社の現状把握（府・市・府公社・市公社の4者） 平成24年1月26日 今後の進め方の確認 2月10日 府市公社の財務状況等の確認 2月17日 // 2月24日 府市公社の事業内容等の確認 3月 2日 // ○現在、両公社の事業を比較分析中 ○市公社の指定管理業務等の受託状況が判明した段階で一元化によるメリット、デメリット整理

【項目：堺泉北埠頭(株)・大阪港埠頭(株)】

法人の概要

【堺泉北埠頭】 府営港湾における公共燻蒸上屋の管理運営、定温上屋・貨物保管ヤード等埠頭施設の建設、賃貸、管理運営
 【大阪港埠頭】 大阪港におけるコンテナ・ライナー・フェリーターミナル全体（岸壁、荷捌き地、荷役機械等）等の建設及び管理運営

	大阪府	大阪市
施設名（団体名）	堺泉北埠頭株式会社	大阪港埠頭株式会社
所管部局名	港湾局	港湾局
現在の経営形態	出資法人等（指定出資法人：株式会社）	外郭団体（監理団体：株式会社）
事業規模	予算額	営業収益 1,022百万円、営業費用904百万円（H23年度予算）
	職員数	常勤役員1人、常勤社員11人（H23.7.1現在）
	利用料収入	6,430百万円（外貨埠頭4,252百万円、フェリー882百万円、港湾事業348百万円、受託事業921百万円、雑収入27百万円）（H22年度決算）
	利用（者）件数	コンテナ7バース 延べ9者、ライナー7バース 11者、フェリー6バース 延べ6者 など
出資比率（上位5位）	大阪府54.4%、泉大津埠頭(株)6%、堺市・りそな銀行・三菱東京UFJ銀行・三井住友銀行各5%	大阪市99.91%、三菱東京UFJ銀行・三井住友銀行・みずほ銀行各0.03%
国庫等	運営費	
	建設費	・建設事業資金貸付金（S57～H22年度） 事業費 45,835百万円 貸付額9,637百万円、残債額2,202百万円 残償還年数20年 ・港湾機能高度化施設補助金（H18～H21年度） 97百万円
府市からの補助金等	出資金 50.9百万円	・建設事業資金貸付金（S57～H22年度） 事業費53,232百万円 貸付額27,471百万円 残債額6,153百万円 残償還年数20年 ・港湾機能高度化施設負担金（H18～H19年度） 51百万円 ・出資金 30,120百万円
根拠法	会社法	会社法、港湾法、特定外貨埠頭の管理運営に関する法律
法的制約		国土交通大臣の認可

[項目：堺泉北埠頭(株)・大阪港埠頭(株)]

分析の視点	主な論点 (試案)
○港湾運営の一元化により、阪神港の国際競争力強化、物流の効率化及び埠頭の管理コストの削減・サービス水準の維持向上をめざす ○そのため、民間活力を取り入れた機動的かつ効率的な港湾運営への変革 〔堺泉北埠頭(株)〕 ・府営港湾業務については、可能な業務から、堺泉北埠頭(株)へ順次移管し、利用者の立場に立ったサービスの向上を図る ・(仮称) 阪神港埠頭(株)への経営統合をめざす 〔大阪港埠頭(株)〕 ・コンテナを営業の基本とし、民間からの人材・資本の導入など民の視点から阪神港のコンテナターミナルを一元的に経営するため、平成27年の神戸港埠頭(株)との経営統合をめざす ○両埠頭株式会社の事業内容の比較 ＜主な事業内容＞ 堺泉北埠頭(株): 青果センター 7棟、中古車ストックヤード 4か所、上屋 7棟 大阪港埠頭(株): コンテナ埠頭 7バース、ライナー埠頭 7バース、フェリー埠頭 9バース、上屋 3棟 〔取組による期待効果〕 総務部門の一元化などによる効率化	○大阪港埠頭(株)と堺泉北埠頭(株)の組織業務と統合のあり方については、大都市制度移行後の府市港湾事業のあり方(経営形態の見直し等)と併せて検討
	作業状況 平成23年12月22日 検討開始 平成24年 1月 5日 統合のメリット、事業の考え方等 1月30日、2月20日・24日・27日、3月 1日・15日 ・19日・26日、4月4日・12日・19日、5月1日 同上

[項目:(公財)大阪府文化財センター・(公財)大阪市博物館協会の発掘調査事業]

法人の概要

府内（市内）で実施する埋蔵文化財発掘調査業務の実施

	大阪府	大阪市
施設名（団体名）	大阪府文化財センター(埋蔵文化財調査業務)	大阪市博物館協会 大阪文化財研究所
所管部局名	教育員会文化財保護課	ゆとりとみどり振興局・教育委員会事務局
現在の経営形態	出資法人等（指定出資法人）	外郭団体（監理団体）
事業規模		
予算額	1,166百万円	913百万円
職員数	調査担当文化財専門職37人（H23.7.1）	22人（H23.4.1）
利用料収入	—	—
利用（者）件数	25件（調査受託件数）	140件（調査受託件数）
出資比率（上位5位）	(財)府博物館協会86.1%、府8.6%、パナソニック(株)4.3%、(宗)四天王寺0.4%	大阪市75%、民間25%
国庫等		
運営費	—	—
建設費	—	—
府市からの補助金等	470百万円（H23の委託料）	550百万円（H23の委託料）
根拠法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律	
法的制約	—	

【項目：(公財) 大阪府文化財センター・(公財) 大阪市博物館協会】

分析の視点	主な論点（試案）
○発掘調査体制 （役割分担） ・大阪府文化財センター →大阪府内の国・旧公団事業及び府事業 ・大阪文化財研究所 →大阪市内の国・旧公団事業、市事業及び民間事業 ○発掘調査事業の受託状況 面積、件数、受託額 ○組織体制 常勤職員数、人件費積算単価 ○財務状況 収入構造、支出構造	広域自治体と基礎自治体が担うべき発掘調査の役割分担の整理をした上で、 ○自治体と財団法人の役割分担の整理 ○統合の対象範囲及びその手法の検討 ○両法人における次のような相違の調整 ・給料表、受託方法、設計・積算基準、調査方法の相違など ※博物館の運営については、一体的運営をめざした経営形態を検討中（A項目）
【取組による期待効果】 ・蓄積された発掘調査技術の共有化や幅広い人材交流による発掘調査の精度の向上と効率化	作業状況 ○カウンターパート間で協議・情報交換 平成24年2月21日 発掘調査の府市役割分担について 2月27日 事業分析の項目と実施方法 3月 9日 収集データの相互利用 4月 6日 事業分析の実施について 4月16日 事業分析結果の突合 5月1日 事業分析結果の検討 その他、随時情報交換

[項目:(地独)大阪府立産業技術総合研究所・(地独)大阪市長立工業研究所]

法人の概要

産業技術の研究・支援を推進し、企業と共に新しい価値を創造し、技術相談・指導、依頼試験、研究活動を通して、中小企業が抱える様々な技術的課題の解決に取り組む。

		大阪府	大阪市
施設名(団体名)		地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所	地方独立行政法人大阪市長立工業研究所
所管部局名		商工労働部商工振興室経営支援課	経済局産業振興部産業振興課
現在の経営形態		地方独立行政法人	地方独立行政法人
事業規模	予算額	2,283百万円(H24年度)	1,564百万円(H23年度)*
	職員数	149人(研究職121人、事務系職員28人)(H24.3末)	94人(研究職80人、事務系職員14人)(H24.3末)
	利用料収入	281百万円(H22年度実績) 【依頼試験分析】143百万円 【機器開放】107百万円 【受託研究】31百万円	219百万円(H22年度実績) 【依頼試験分析】41百万円 【機器開放】3百万円 【受託研究】162百万円 【その他】13百万円
	利用(者)件数	(H22年度実績) 【技術相談】57,825件/年 【依頼試験分析】5,514件(17,303点)/年 【機器開放】7,826件/年 【受託研究】55件/年	(H22年度実績) 【技術相談】24,031件/年 【依頼試験分析】7,591件/年 【機器開放】678件/年 【受託研究】686件/年
出資比率(上位5位)		大阪府(100%)	大阪市(100%)
国庫等	運営費	—	-
	建設費	【地方債】償還残額19,651百万円 残償還年数14年	-
府市からの補助金等		運営費交付金1,921百万円(H24年度予算)	運営費交付金1,197百万円(H23年度予算)*
根拠法		地方独立行政法人法	
法的制約		地方独立行政法人法には、地方独立行政法人同士の統合について規定されていない	

* 予算額、運営費交付金については大阪市のH24年度予算が暫定予算のため、市工研分についてはH23年度分を記載

【項目:(地独)大阪府立産業技術総合研究所・(地独)大阪市立工業研究所】

分析の視点	主な論点（試案）
○両研究所の主たる対象領域（強みを有する分野） （産技研）金属、電気・電子、機械・加工等 （市工研）化学、高分子材料、ナノ材料、バイオ等 ○両研究所の主たる技術支援機能 （産技研）設備開放、依頼試験等による企業支援 （市工研）受託研究等の研究開発支援 ○両研究所の今後の連携強化策 〔例示〕 ①運営体制：合同役員会の設置、顧客サービスの企画の一元化、広報活動の一元化、各種システムの共通化等 ②企業支援：共同技術相談窓口の設置、共通サービスの料金・手続の統一、両研究所共同での研究開発の実施等	○両研究所の連携強化策の検討 ・双方の強みや特徴を活かした相乗効果を創出し、中小企業の利便性を向上させる連携強化策を検討 ○事業者へのサービス提供体制最適化の観点からの統合の進め方 ・現行地方独立行政法人法では、法人の統合規定がないため、法的課題を踏まえた統合手法等の検討が必要 ・統合に先立って、企業支援業務や研究開発業務等の業務プロセスの共通化に着手 ・意思決定一元化等によるガバナンス強化
【取組による期待効果】 ・幅広い分野における知と技術の支援拠点の形成 ・両研究所の得意分野を融合させた共同研究等によるイノベーションの創出 ・間接部門の一元化・効率化 ・意思決定の一元化による効果的な設備投資や研究開発の実施	作業状況 ○外部委員との会議等 平成24年2月 6日 市工研視察 2月29日 市工研の事業分析、今後の進め方 3月15日 統合に向けた課題整理、連携強化策 4月 9日 同 上 ○両研究所によるWG会議の実施 平成24年2月22日 連携強化策の検討 3月 5日 統合に向けた課題整理、連携強化策 ※別途、個別課題ごとにWGを設置し、会議を実施

[項目:大阪府立公衆衛生研究所・大阪市立環境科学研究所]

施設の概要

保健衛生行政を科学的・技術的に支援する中核機関として、①調査・研究②試験・検査③研修・指導④公衆衛生情報等の収集・解析・提供の業務を行う施設

		大阪府	大阪市
施設名（団体名）		府立公衆衛生研究所	市立環境科学研究所
所管部局名		健康医療部環境衛生課	健康局
現在の経営形態		直営	直営
事業規模	予算額	339百万円（H 23 当初予算）	323百万円（H 23 当初予算）
	職員数	111人（再任用6人、嘱託3人、他1人）（H 24.4）	96人（再任用4人、嘱託9人）（H 24.4）
	利用料収入	【検査手数料】 26 百万円 【受託事業】 13 百万円(H 22 決算)	【検査手数料】 207 百万円【研究手数料】 64 百万円(H 22 決算)
	利用（者）件数	【検査件数】 28,638件／年（H 22）	【検査件数】 11,105件/年【調査】 31件/年（H 22）
出資比率（上位 5 位）		—	—
国庫等	運営費	【国庫】 4 百万円（H 23 当初予算）	【国庫】 5 百万円（H 23 当初予算）
	建設費	【地方債】 償還残額102 百万円、残償還年数24 年	
府市からの補助金等		—	
根拠法		地方衛生研究所設置要綱（厚労省次官通知）	
法的制約		—	

[項目:大阪府立公衆衛生研究所・大阪市立環境科学研究所]

分析の視点	主な論点(試案)
○両研究所の対象領域 (公衛研) 保健衛生分野 (感染症、食品、医薬品ほか) (環科研) 保健衛生分野 (概ね同上) - 環境分野 (大気、廃棄物ほか) ○分野別TFを設置 ・両研究所の業務内容の異同を確認 ・業務ごとのミッション(使命)の明確化 ・統合による発展可能性、業務の効率化を検証 ○分野別業務の検証 ・検査機能を精査し、民間での実施可能性を検証 ・試験検査における研究所と保健所の役割の整理 ○両研究所の事業の検討 ・環境分野における環科研・大阪府環境農林水産総合研究所の役割の整理 ・栄養専門学校のあり方及びそのメリット・デメリットを検討 【取組による期待効果】 ・機能統合等により、それぞれの強みを活かした研究・検査機能の発揮が期待 ・両研究所の重複分野の一元化により、機器等の効率的な活用による検査機能の向上 など	○望ましい統合のあり方(施設統合・運営一本化) ※公衛研(昭和34年設置)の老朽化への対応も要考慮 ○統合すべき機能の範囲 ・環科研に存在する環境分野、栄養専門学校の取扱いについて ○統合に向けた課題整理 ・検査業務の選択と集中 など
	作業状況
	○平成24年2月 6日 外部委員視察、ミーティング ○ 2月27日 外部委員視察、ミーティング ○両研究所でTF設置 ・3月1日TF会議(研修・情報提供分野) ・3月5日TF会議(環境・環境衛生分野) ・3月6日TF会議(感染症分野、食品衛生分野) ○ 3月15日 外部委員ミーティング ○ 4月 9日 外部委員ミーティング

[項目：府立中央図書館・市立中央図書館]

施設の概要

府立中央図書館：延床面積30,770㎡、蔵書数185万冊・国際児童文学館73万点、H8開設
 府立中之島図書館：延床面積6,897㎡、蔵書数55万冊、M37開設
 市立中央図書館：延床面積34,533㎡、蔵書数184万冊、H8開設

		大阪府	大阪市
施設名（団体名）		大阪府立中央図書館・中之島図書館	大阪市立中央図書館
所管部局名		大阪府教育委員会事務局地域教育振興課	大阪市教育委員会事務局
現在の経営形態		直営、管理運営業務の一部民間委託	直営、運営業務の一部民間委託
事業規模	予算額	1,506百万円（人件費含む）	1,532百万円（人件費及び地域図書館23館の一元的管理経費含む）
	職員数	（常勤）88人、（非常勤）16人	（常勤）80人、（非常勤）39人
	利用料収入	【ホール等】24百万円（中央図書館）	－
	利用（者）件数 【H22年度】	【利用者数】970,299人 【蔵書検索検索回数】4,657,207件 【横断検索検索回数】664,486件 【個人貸出冊数】1,188,368冊 【協力貸出冊数（府内市町村・府外図書館等）】76,100冊 【調査相談件数】168,318件 【複写枚数】847,301枚	【利用者数】1,760,655人 【蔵書検索検索回数】4,310,583件 【個人貸出冊数】2,838,422冊 【団体貸出冊数】84,319冊 【市立図書館間相互貸借冊数】1,791,864冊 【調査相談件数】210,141件 【複写枚数】524,457枚
出資比率（上位5位）		－	－
国庫等	運営費	－	－
	建設費	地方債191億円 【地方債】償還残額107.1億円、残償還年数23年（中央図書館分のみ）	地方債162億円 【地方債】償還残額94.3億円、残償還年数16年
府市からの補助金等			
根拠法		図書館法、大阪府立図書館条例	図書館法、大阪市立図書館条例
法的制約		図書館法第17条による、利用料無償原則。	

〔項目：府立中央図書館・市立中央図書館〕

分析の視点	主な論点(試案)
[公立図書館の法的位置づけ] ・府立中央図書館と市立中央図書館は、施設規模は類似しているが、法的にも設置目的、役割等が異なり、機能分化されている [府立図書館と市立図書館が担うべき役割・機能] <大阪府立中央図書館> ・府域図書館(市町村・学校・大学等)ネットワークの中核 ・府域の市町村図書館等151館(未設置自治体含む)の支援 ・府域図書館間のネットワーク構築および連絡調整 ・市町村で収集困難な専門的高額資料を中心とした資料収集、および高度・専門的サービスの提供 ・府域の「図書館の図書館」としての保存機能 <大阪府立中央図書館> ・市内にある地域館(23館)を結ぶ大阪市域図書館の中核 ・大阪市民への直接サービスの提供 ・市内23小規模地域館とのネットワークの中核であり、バックアップ機能 ・小規模な地域館を収蔵能力で援助するための書庫機能 ・自動車文庫車巡回サービスの基地機能 [取組による期待効果] ・利用者サービスの向上(ただし、段階的対応が必要)	(新たな大都市制度移行時) ○基礎自治体の図書館のあり方 ・現市立中央図書館及び地域図書館のネットワーク機能の活用 ・基礎自治体としての適正な規模の新たな図書館の設置 (将来的な両施設のあり方) ○基礎自治体固有の図書館が充実し、現市立中央図書館とのネットワーク機能の必要性がなくなったときの、現府立・市立中央図書館のあり方 (当面) ○府立中央図書館と市立中央図書館の役割・機能を踏まえつつ、利用者サービスの向上に向けた効果的な運用の検討 ・府、市立中央図書館の図書、資料のストック機能やネットワーク機能の連携強化など ・効率的、効果的なサービスの提供(民間委託拡大の余地の検討等)
	作業状況
	平成24年2月21日 現状課題の洗い出し・再編に向けたカウンターパート間での意見交換 2月29日、3月2日、3月9日等 基礎データの情報共有 3月11日、3月14日 事業分析についての情報共有 4月10日 論点整理に向けての情報共有 4月17日 論点整理に向けての調整

[項目：府立体育会館・市立中央体育館]

施設の概要

体育会館：延床面積28,206㎡(最大収容1万人)第1・2競技場、柔道場、剣道場、多目的室、会議室等 S62開設
 中央体育館：延床面積42,665㎡(最大収容1万人)メインアリーナ、サブアリーナ、柔道場、剣道場、会議室等 H8開設

		大阪府	大阪市
施設名（団体名）		府立体育会館	市立中央体育館
所管部局名		教育委員会事務局教育振興室保健体育課	大阪市ゆとりとみどり振興局スポーツ部
現在の経営形態		指定管理 【指定管理者】南海ビルサービス（株） （指定期間：H23.4.1～H28.3.31）	指定管理 【指定管理者】スポーツパーク八幡屋活性化グループ 代表者（財）大阪市スポーツ・みどり振興協会） 構成員（株）オーグスポーツ、美津濃（株）、イオンディライト（株） （指定期間：H24.4.1～H28.3.31）
事業規模	予算額	210百万円	552百万円
	職員数	指定管理（常勤）7人、（非常勤）6人	指定管理（常勤）17人、（非常勤）11人
	利用料収入	【競技場・柔道場等】327百万円	【競技場・柔道場等】219百万円
	利用（者）件数	【H22年度利用者数】645,488人	【H22年度利用者数】439,574人
出資比率（上位5位）		—	—
国庫等	運営費（ランニングコスト）	なし	なし
	建設費	地方債53.85億円、国庫1.48億円、その他0.9億円 【地方債】償還残額18.3億円、残償還年数25年	地方債353.5億円、府補助金5.5億円、基金115.4億円 市税12.7億円 【地方債】償還残額204億円（H23年度末）
府市からの補助金等		（H23の補助金・委託料）なし ※指定管理者から府への納付金127百万円	（H23の委託料（提案額））333百万円 ※H24～は新たな指定期間となり業務代行料を減額（296百万円・H24）
根拠法		大阪府立体育会館条例 スポーツ基本法第12条	大阪市立体育館条例 スポーツ基本法第12条
法的制約		特になし（ただし、独法化には法令改正が必要）	

[項目:府立体育会館・市立中央体育館]

分析の視点	主な論点(試案)
○公的スポーツ施設としての必要性・役割 ・新たな大都市制度移行後の両施設の必要性と果たすべき役割について、施設稼働率や利用実態から分析 ・現在の施設稼働率は両施設とも高く、両施設とも大規模スポーツ施設として、スポーツ利用が多いが、府市の管理運営方針の違いを反映し、府立体育会館はプロ興行での利用も多い ○施設の収支状況 ・収入構造と支出構造 ・自主事業の状況 ・今後の収支見込み ○施設機能の維持経費 ・施設老朽化、陳腐化への対応 ・財源確保の考え方(利用料金のあり方)	○両施設の利用状況等を踏まえ、広域・基礎自治体としての役割分担を整理 ○上記役割分担を踏まえ、新たな大都市制度移行後における施設のあり方を検討 ○施設運営の効率化の検討(当面) ・指定管理者制度の運用改善、収益改善方策、現行指定管理の中での両施設連携の可能性
[取組による期待効果] ・大規模なスポーツ大会やプロ興行の誘致における対外的な訴求力向上と収支改善	作業状況
	平成24年2月14日 各事業ごとの現状課題の洗い出し・情報交換 2月20日 事業分析の経営課題・評価 3月26日 統合等のメリット・デメリット及び今後の取組み

【項目：門真スポーツセンター・大阪プール】

施設の概要		
門真スポーツセンター：延床35,906㎡メインアリーナ(春夏プール・秋フロア・冬スケート)、サブアリーナ、プール H8開設 大阪プール：延床24,922㎡50Mメイン(春夏プール・秋冬スケート)、25Mプール H8開設		
	大阪府	大阪市
施設名（団体名）	門真スポーツセンター（なみはやドーム）	大阪プール
所管部局名	教育委員会事務局教育振興室保健体育課	大阪市ゆとりとみどり振興局スポーツ部
現在の経営形態	指定管理 【指定管理者】オージースポーツ・OGMPなみはやドーム共同事業体 代表者（（株）オージースポーツ） 構成員M ID ファシリティマネジメント(株)、(株)パティネレジャー （指定期間：H22.4.1～H27.3.31）	指定管理 【指定管理者】スポーツパーク八幡屋活性化グループ 代表者（（財）大阪市スポーツ・みどり振興協会） 構成員(株)オージースポーツ、美津濃(株)、イオンディライト(株) （指定期間：H24.4.1～H28.3.31）
事業		
予算額	610百万円	437百万円
職員数	指定管理（常勤）14人、（非常勤）10人	指定管理（常勤）3人、（非常勤）17人
規模		
利用料収入	【プール等】210百万円	【プール等】118百万円
利用（者）件数	【H22年度利用者数】492,994人	【H22年度利用者数】164,611人
出資比率（上位5位）	－	－
国庫等		
運営費（ランニングコスト）	なし	なし
建設費	地方債307.43億円 【地方債】償還残額164.8億円、残償還年数15年	国庫補助23.6億円 地方債175.4億円 基金73.9億円 【地方債】償還残額61億円（H22年度末）
府市からの補助金等	（H23の委託料予算額）283百万円	（H23の委託料（提案額））319百万円 ※H24～は新たな指定期間となり業務代行料を減額(263百万円 - H24)
根拠法	大阪府立門真スポーツセンター条例 スポーツ基本法第12条	大阪市立プール条例 スポーツ基本法第12条
法的制約	特になし（ただし、独法化には法令改正が必要）	

[項目：門真スポーツセンター・大阪プール]

分析の視点	主な論点(試案)
○公的スポーツ施設としての必要性・役割 ・新たな大都市制度移行後も両施設の必要性和果たすべき役割について、施設稼働率や利用実態から分析 ・現在の利用実態(季節によってプール・アイススケート等への機能転換を実施、競技・プロ興行・一般アマチュア利用の傾向差)を踏まえた公的施設としての役割のあり方 ○施設の収支状況 ・収入構造と支出構造 ・自主事業の状況 ・今後の収支見込み ○施設機能の維持経費 ・施設老朽化、陳腐化への対応 ・財源確保の考え方(利用料金のあり方) [取組による期待効果] ・大規模なスポーツ大会やプロ興行の誘致における対外的な訴求力向上と収支改善	○施設の利用状況等を踏まえ、広域・基礎自治体としての役割分担を整理 ○上記役割分担を踏まえ、新たな大都市制度移行後における施設のあり方を検討 ○施設運営の効率化の検討(当面) ・指定管理者制度の運用改善、収益改善方策、現行指定管理の中での両施設連携の可能性
	作業状況 平成24年2月14日 事業ごとの現状課題の洗い出し・情報交換 2月20日 事業分析の経営課題・評価 3月26日 統合等のメリット・デメリット及び今後の取組み

[項目:ビッグバン・キッズプラザ大阪]

施設の概要

ビッグバン:児童福祉法第40条の大型児童館(府立)(平成11年開設)

キッズプラザ大阪:(財)大阪市教育振興公社が自主事業として運営する生涯学習関連教育施設

(平成9年開設)

		大阪府	大阪市
施設名(団体名)		ビッグバン	キッズプラザ大阪
所管部局名		福祉部子育て支援課	教育委員会事務局生涯学習部生涯学習担当
現在の経営形態		指定管理 【指定管理者】(財)大阪府地域福祉推進財団 (指定期間:H23.4.1~H28.3.31)	財団の自主運営
事業規模	予算額	247百万円	444百万円(展示更新・改修費含)
	職員数	指定管理(常勤)7人、(非常勤)7人※他、非常勤の館長あり。	(常勤)31人、(非常勤)2人 うち補助対象19人
	利用料収入	【入館料等】192百万円	242百万円
	利用(者)件数	【H22年度利用者数】245,122人	【H22年度利用者数】410,381人
出資比率(上位5位)		—	—
国庫等	運営費	—	—
	建設費	地方債151.37億円、国庫18.00億円 【地方債】償還残額6,987百万円、残償還年数20年	—
府市からの補助金等		26百万円(H23指定管理委託料) ※別途府直執行で、施設清掃業務を活用した就労支援事業費18百万円	139百万円(H23運営等補助金、展示更新・改修費含) ※別途市直執行で、賃料353百万円
根拠法		児童福祉法40条、大阪府社会福祉施設設置条例	
法的制約		設置は都道府県に限定	

[項目:ビッグバン・キッズプラザ大阪]

分析の視点	主な論点（試案）
○施設及び事業内容の相違点 事業の目的、対象、展示内容 ○施設の統廃合の可能性 運営形態や行政関与のあり方の違い、入館者数 ○運営団体の統合の可能性 ○事業の実施状況 年間入館者数や団体利用数の推移 ○行政関与の必要性 施策に合致するか ○留意すべき点 〈ビッグバン〉 ・指定管理期間23～28年度 ・地方債の償還残額、国庫補助金 ・大型児童館は都道府県が設置 他 〈キッズプラザ大阪〉 ・土地信託事業として市が開始した事業（平成9年開館） ・事業の処理に際し、キッズプラザ大阪が入っている扇町キッズパークの所有者である関西テレビ放送(株)/本市/(財)大阪市教育振興公社で締結している契約（平成39年3月31日まで）では、本市・公社は平成29年3月31日まで解除できない ・施設機能が損なわれないよう市の適切な措置を求める市会附帯決議が付されている 他 【取組による期待効果】 ・子育て支援機能と生涯学習機能の連携によるコンテンツの深化	○利用者の視点では、両施設とも大型の子ども体験型施設であり、立地等の違い、利用者数、施設状況、運営コストや費用対効果という点を踏まえたうえで、新たな大都市制度移行後における両施設のあり方について検討 ○両施設の今後のあり方の検討と並行して、双方の施設が相乗効果を得られる当面の連携策について早急に検討 ○キッズプラザ大阪については、施設のあり方を早期に見直す場合は、建物所有者との契約上の問題点の整理が必要 作業状況 ○カウンターパート間で協議・意見交換 2月、3月に各1回を実施し、今後、双方の施設が相乗効果を得られるよう、広報事務・企画事業等で“良いところ連携”することを確認した

[項目：大阪府立国際会議場・インテックス大阪]

施設の概要		
【大阪府立国際会議場】国際会議及び国内会議並びに文化、学術、芸術等各種催事の開催		
【インテックス大阪】大規模見本市、展示会の開催		
	大阪府	大阪市
施設名（団体名）	府立国際会議場（グランキューブ大阪）	インターナショナルエキジビジョンセンター，オオサカ（インテックス大阪）
所管部局名	府民文化部国際交流・観光課	経済局総務部国際経済課
現在の経営形態	指定管理 【指定管理者】（株）大阪国際会議場 （指定期間：H23.4.1～H25.3.31）	委託 【委託先】（財）大阪国際経済振興センター
事業規模	予算額	【土地借上料等】10.3百万円 【維持補修費】18.1百万円（H23年度）
	職員数	指定管理（常勤）23人・（非常勤）11人
	利用料収入	（市収入）1,413百万円（H22年度実績） 【展示館賃貸料】1,259百万円 【諸室賃貸料】25百万円 （府収入）【事務室使用料等】18百万円 【附帯設備使用料】2百万円 【駐車場利用料】127百万円
	利用（者）件数	【H22年度利用者数】105.6万人
出資比率（上位5位）		—
国庫等	運営費	—
	建設費	地方債661.56億円
府市からの補助金等		—
根拠法		大阪府立国際会議場条例
法的制約		—

【項目：大阪国際会議場・インテックス大阪】

分析の視点

<<施設の機能・運営について>>

○両施設はそれぞれ異なる機能を担っており、補完機能はあるが代替機能は有していない

	インテックス大阪	国際会議場
施設の本来機能	展示・見本市施設	国際会議施設
管理運営手法	業務委託(随意契約)	指定管理(非公募)
管理運営主体	(財)大阪国際経済振興センター	(株)大阪国際会議場
施設敷地の財産区分	施設・敷地とも市普通財産	施設は府行政財産、敷地の大半は会社所有

※統合型リゾート構想の進捗によっては、各施設のあり方自体について検討が必要になる可能性

※各施設の運営等については、別途、個別に検討ないし、運営団体と協議中

【取組による期待効果】

・共同プロモーションや、多様な施設利用ニーズへの一元的な対応など、両施設の機能連携を図ることにより、MICE誘致(※)の競争力強化に向けた相乗効果が期待できる

※MICEとは、企業等の会議(Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行(インセンティブ旅行、Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議(Convention)、展示会・見本市、イベント(Exhibition/Event)の頭文字。多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。

(観光庁ホームページより)

主な論点(試案)

○MICE機能の強化に向けて、広域インフラとしての両施設の機能を最大化する、事業展開のあり方や集客力向上の方策を検討

○MICE誘致にかかる事業連携の検討においては、会議等(MIC)と展示・見本市(E)の開催手法・形態の差異が課題

◇国際会議

大半が各都市で単発開催。参加者が概ね決まっている場合が多く(学会等)、開催準備が中心

◇展示・見本市

大半が同一都市で継続的に開催。産業振興施策として、出展者・参加者の募集や商談の調整のほか、販路開拓やビジネスマッチングにおいて、継続したフォローアップを伴う

作業状況

○両施設の連携によるMICE誘致については、これまでも夢洲・舞洲まちづくり推進協議会の取組みの一環として設置された府・市・経済界関係者の勉強会において、両施設の連携方策について検討を進めてきた

○第1回WG 平成24年2月16日実施

→左記・上記のとおり現状、論点を整理し、認識を共有

○次回は、両施設の一元的な誘致活動のスキームや受付のワンストップ対応など効果的な連携方策について議論

【項目：こども青少年施設】

施設の概要

- ・青少年野外活動施設（野外活動の場を提供することにより、青少年の健全な育成を図ることを目的とする施設）
府：青少年海洋センターS50開設、少年自然の家S60開設
市：伊賀青少年野外活動センターS51開設、信太山青少年野外活動センターS32開設、びわ湖青少年の家S38開設
- ・市立青少年センターH16開設（音楽、舞踏などの創作、発表の場を提供し、青少年の健全な育成を図ることを目的とする施設）
- ・市立こども文化センターS54開設（演劇、音楽などの鑑賞、創作などを通じ健全な児童の育成を図ることを目的とする施設）

		大阪府		大阪市
施設名（団体名）		青少年海洋センター	少年自然の家	伊賀・信太山・びわ湖
所管部局名		政策企画部青少年・地域安全室青少年課	教育委員会事務局地域教育振興課	こども青少年局企画部青少年課
現在の経営形態		指定管理 【指定管理者】NPO法人NAC、ナンブフードサービス（株）、（株）BSC・インターナショナル （指定期間：H23.4.1～H28.3.31）	指定管理 【指定管理者】少年自然の家共同事業体 （財）大阪ユース・ホステル協会 （財）大阪府青少年活動財団 （指定期間：H23.4.1～H28.3.31）	指定管理 【指定管理者】（財）大阪市青少年活動協会 （指定期間：H22.4.1～H26.3.31）
事業規模	予算額	290百万円（H23年度）	225百万円	192百万円（H23年度）
	職員数	指定管理（常勤）27人、（非常勤）20人	指定管理（常勤）18人、（非常勤）10人	39人（嘱託職員、パート等含む H23.4.1）
	利用料収入	【宿泊等】100百万円	【宿泊等】47百万円	42百万円（H23年度）
	利用（者）件数	【H22年度利用者数】65,474人	【H22年度利用者数】86,739人	【H22年度利用者数】126,216人
出資比率（上位5位）		—	—	—
国庫等	運営費	—	—	—
	建設費	—	地方債1,151百万円、国庫165百万円、 その他80百万円 【地方債】償還残額195百万円、残償還年数14年	【補助金】 （びわ湖）国費：4百万円（S40） （伊賀）国費：60百万円（S49～S51） 府費：8百万円（S49） （信太山）国費：179百万円（S54、S56） 【地方債】償還残額142百万円
府市からの補助金等		（H23の委託料）100百万円	（H23の委託料）64百万円	—
根拠法		大阪府立青少年海洋センター条例	大阪府立少年自然の家条例	大阪市青少年野外活動施設条例
法的制約		—	—	—

【項目：こども青少年施設】

分析の視点	主な論点(試案)																
○青少年野外活動施設の比較 ・立地、営業期間、施設内容比較 ・施設定員、利用者数比較等 (月別利用状況) ・5施設の利用合計では、5月の利用人数が最も多く、4～8月で年間の約70%を占める (宿泊利用の状況) ・宿泊利用者数の府内居住者利用割合 <table border="0"> <tr> <td>〔府立〕 青少年海洋センター、少年自然の家</td><td>約90%</td></tr> <tr> <td>〔市立〕 信太山青少年野外活動センター</td><td>約90%</td></tr> <tr> <td>伊賀青少年野外活動センター</td><td>約80%</td></tr> <tr> <td>びわ湖青少年の家</td><td>約70%</td></tr> </table> ・宿泊稼働率 <table border="0"> <tr> <td>〔府立〕 青少年海洋センター、少年自然の家</td><td>約50%</td></tr> <tr> <td>〔市立〕 信太山青少年野外活動センター・</td><td></td></tr> <tr> <td>びわ湖青少年の家</td><td>約40%</td></tr> <tr> <td>伊賀青少年野外活動センター</td><td>約30%</td></tr> </table> ・区分別利用割合 少年自然の家を除く4施設においては学校・青少年団体の利用が約90%を占める ○市立青少年センター、市立こども文化センターの分析 ・設置目的、実施事業、施設内容、運営形態等 【取組による期待効果】 ・青少年野外活動施設の機能の重複解消	〔府立〕 青少年海洋センター、少年自然の家	約90%	〔市立〕 信太山青少年野外活動センター	約90%	伊賀青少年野外活動センター	約80%	びわ湖青少年の家	約70%	〔府立〕 青少年海洋センター、少年自然の家	約50%	〔市立〕 信太山青少年野外活動センター・		びわ湖青少年の家	約40%	伊賀青少年野外活動センター	約30%	【青少年野外活動施設】 ○広域自治体と基礎自治体、公民の役割分担を踏まえた施設の運営主体のあり方を検討 ・利用者視点(利用者属性等)に立った運営主体のあり方の最適化 ・施設の老朽化による将来の改修経費の負担等を踏まえた施設のあり方の検討(廃止・売却等) 【市立青少年センター、市立こども文化センター】 ○基礎自治体で担うべき機能として、市において施設のあり方について検討
〔府立〕 青少年海洋センター、少年自然の家	約90%																
〔市立〕 信太山青少年野外活動センター	約90%																
伊賀青少年野外活動センター	約80%																
びわ湖青少年の家	約70%																
〔府立〕 青少年海洋センター、少年自然の家	約50%																
〔市立〕 信太山青少年野外活動センター・																	
びわ湖青少年の家	約40%																
伊賀青少年野外活動センター	約30%																
	作業状況																
	平成24年2月20日 B項目カウンターパートとして、今後の進め方について打合せ 2月24日 双方の事業分析資料すり合わせ																

[項目:大阪府立障がい者交流促進センター・大阪市障害者スポーツセンター]

施設の概要

障がい者スポーツの拠点施設

(身体障害者福祉法第31条に基づく身体障害者福祉センターA型)

(府施設:昭和61年開設、市長居:昭和49年開設、市舞洲:平成9年開設)

		大阪府	大阪市
施設名(団体名)		大阪府立障がい者交流促進センター(ファインプラザ大阪)	大阪市障害者スポーツセンター(舞洲・長居)
所管部局名		福祉部障がい福祉室自立支援課	福祉局障害者施策部障害福祉課
現在の経営形態		直営	指定管理 【指定管理者】社会福祉法人 大阪市障害者福祉・スポーツ協会 (指定期間: H24.4.1~H28.3.31)
事業規模	予算額	167百万円(H23年度予算)	678百万円(H23年度予算)
	職員数	常勤7人(うち再任用短時間勤務職員2人) 非常勤10人、委託14人(スポーツ部門)※実人員で計上	正規35人、有期限5人、臨時12人、計52人(H23.6.1現在)
	利用料収入	【プール・体育館等】11百万円	【スポセン・宿泊施設等 H22年度実績】46百万円
	利用(者)件数	【H22年度利用者数】205,492人	【H22年度利用者数】649,427人(舞洲281,772人、長居367,655人)
出資比率(上位5位)		—	—
国庫等	運営費	—	—
	建設費	【国庫】1.04億円 【地方債】18.41億円 【府費】16.61億円(総額 36.06億円) ※造園工事費等の土木工事費も含む 【地方債】償還残額2.5億円、残償還年数5年	【国庫】0.43億円 【地方債】75.35億円 【寄付金】1億円 【市費】17.63億円(総額 94.41億円) 【地方債】償還残額 29.06億円 残償還年数 14年
府市からの補助金等		—	—
根拠法		大阪府社会福祉施設設置条例 身体障害者福祉法第5条、第28条第1項、第31条	大阪市障害者スポーツセンター条例 身体障害者福祉法第5条、第28条第2項、第31条
法的制約		—	—

【項目:大阪府立障がい者交流促進センター・大阪市障害者スポーツセンター】

分析の視点	主な論点 (試案)				
○現状 〔事業概要〕 ・更生相談、機能回復訓練、スポーツ・レクリエーション、身体障がい者関係福祉団体に対する援助など障がい者の社会参加・自立を促すためのサービスを総合的に供与 ・主に都道府県、指定都市域で設置 ・府施設:健常者利用にも対応(障がい者利用率:6割) ・市施設:障がい者専用 〔実施体制〕 府施設:直営 市施設:2施設とも指定管理 〔運営費の推移〕 府施設:157百万円(H22 最終予算)(人件費除く) 市長居:277百万円(H22 決算額) 市舞洲:403百万円(H22 決算額)(宿泊施設分を含む) ○利用状況 ・利用者は府市施設ともに年々増加傾向 ＜H22年度利用者数＞ 府施設:205,492人(障がい者は127,900人) 市長居:367,655人(H7比:1.6倍) 市舞洲:281,772人 ・利用者は府市施設ともに府域全般にわたっているが、近隣区域居住者の利用割合が高い傾向 ○他施設との比較 ・利用者1人当たりコスト <table border="0"> <tr> <td>府施設:1,010円(人件費50百万円と見込む)</td> <td rowspan="3">} 平均 1,048円</td> </tr> <tr> <td>市長居:754円</td> </tr> <tr> <td>市舞洲:1,430円</td> </tr> </table> 〔取組による期待効果〕 ・施設の役割分担による施設配置の最適化	府施設:1,010円(人件費50百万円と見込む)	} 平均 1,048円	市長居:754円	市舞洲:1,430円	○障がい者の自立や社会参加促進の観点から、障がい者スポーツに関して基礎自治体・広域自治体が果たすべき役割・機能の整理 ○上記役割・機能の整理や施設の利用実態を踏まえ、府市施設の最適な活用・運営方法を検討 ・受益と負担の視点に基づいた、利用実態に即した自治体間での連携や、負担のあり方等 ・効率的な施設運営のあり方(府施設の指定管理制度の導入、運営の一元化等)の追求 (参考:堺市がH24年4月に「健康福祉プラザ」を開設)
府施設:1,010円(人件費50百万円と見込む)	} 平均 1,048円				
市長居:754円					
市舞洲:1,430円					
	作業状況				
	平成24年3月28日 現在の双方での認識・作業の確認、基礎データの確認等の調整を実施 平成24年4月13日市長居SC、20日舞洲SC府市合同視察 今後の検討課題(市PT案への対応・施設の現状、役割の認識など)などについて現状確認を実施				

[項目：産業振興機構(マイドームおおさか)・都市型産業振興センター(産業創造館)]

法人の概要

府・市がそれぞれ行っている中小企業施策の実施主体として、一定の役割分担の下、総合的かつきめ細かな支援を実施
 【機構】販路開拓支援（取引振興、商談会等）、国際ビジネス支援、設備貸与、マイドームおおさかの運営 等
 【センター】創業支援、経営力強化支援、販路開拓支援（商談会等）、ものづくり支援、新産業創造支援、産業創造館の管理運営（指定管理） 等

		大阪府	大阪市
施設名（団体名）		（財）大阪産業振興機構（マイドームおおさか）	（財）大阪市都市型産業振興センター（大阪産業創造館）
所管部局名		商工労働部商工労働総務課	経済局産業振興部企業支援課
現在の経営形態		法人運営（一部、府が所有）	指定管理 【指定管理者】（財）大阪市都市型産業振興センター （指定期間：H24.4～H25.3）
事業規模	予算額	12,093百万円 （うち施設管理937百万円（H23））	1,737百万円 （うち668百万円【指定管理】 ＜施設管理（278百万円）＋事業交付金（390百万円）＞（H23））
	職員数	常勤57名（嘱託を含む）（H23.7現在）	68人（財団全体の職員数）（H23.7現在）
	利用料収入	（マイドーム事業収入）816百万円（H22決算）	大阪産業創造館施設収入（すべて市に納入） 79百万円（H22決算） 創業・新事業創出・経営革新支援事業受益者負担 24百万円（H22決算）
	利用（者）件数	141万人（マイドーム来場者数、H22年度実績）	30万人（大阪産業創造館来館者数、H22年度実績）
出資比率（上位5位）		大阪府0.6%（実質83.5%）、大阪商工会議所0.6%、大阪市0.4%、東大阪市0.04%、八尾市ほか0.02% 等	（財）大阪市都市型産業振興センター74.9%、大阪市12.6%、関西電力（株）2.5%、大阪商工会議所1.6%、（株）三菱東京UFJ銀行1.5% 等
国庫等	運営費	—	—
	建設費	—	—
府市からの補助金等		府補助金 260百万円（H22年度決算）	市補助金 361百万円（H22年度決算）【H23年度から事業交付金】
根拠法			平成12年3月、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づく 中核的支援機関に認定 平成13年1月、中小企業支援法に基づく中小企業支援センターに指定
法的制約			

【項目：産業振興機構(マイドームおおさか)・都市型産業振興センター(産業創造館)】

分析の視点	主な論点（試案）
（法人・事業） ○平成18年度の府市協議による機能や役割分担の整理（＊）を受けて、これまで両法人は各々の特徴を活かしつつ、府市との密接な連携の下で中小企業支援事業を推進 （＊）機構ではH20に中小企業支援センター事業を廃止 ○利用者である中小企業の視点に立ち、相乗効果があり、かつ、より効果的・効率的となる事業連携や実施体制のあり方 （施設） ○両施設は、基本的に施設目的や内容、規模等が異なり、いわば相互補完関係（重複は会議室のみ） ○マイドームは機構が所有・運営（一部府有）、産業創造館は市の施設で、センターが指定管理者として運営を受託 【取組による期待効果】 （法人・事業） ・これまで蓄積してきた中小企業支援のスキルやネットワークの一体的活用による効果的な支援施策の実施 （施設） ・施設運営の一体化などによる利用者サービスの向上	○公益サービスとその担い手についての検証を踏まえ、効果的な中小企業支援事業の実施に向けて、法人の機能や果たすべき役割・組織のあり方を検討 ○上記の点を踏まえた両施設のあり方検討 ○法人を統合する場合の諸課題の整理
	作業状況
	○府市ワーキンググループ（WG） 平成24年1月23日 府市所管課による検討会（WG）を設置 2月14日 事業分析に向けた意見交換 ○外部委員ヒアリング 4月12日 マイドームおおさか視察 4月13日 産業創造館視察 府市による現状分析等のヒアリング 4月18日 クリエイション・コア東大阪視察 4月19日 市中小企業支援策、課題整理 4月25日 法人が担うべき機能、当面の作業等

[項目:ドーンセンター・クレオ大阪]

施設の概要								
男女共同参画をめざす活動とネットワークの拠点 府施設：平成6年開設、市施設（中央館）：平成13年開設								
		大阪府	大阪市					
施設名（団体名）		府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）	市立男女共同参画センター（クレオ大阪）					
			中央館	北部館	西部館	南部館	東部館	
所管部局名		府民文化部 男女参画・府民協働課	市民局市民部 男女共同参画課					
現在の経営形態		事業委託・指定管理 【事業委託】（財）大阪府男女共同参画推進財団 （委託期間：H22.4.1～H25.3.31） 【指定管理者】ドーン運営共同体（（財）大阪府男女共同参画推進財団、 （財）大阪府青少年活動財団、NPO 法人大阪現代舞台芸術協会、三菱電機ビルテクノサービス（株）） （指定期間：H23.4.1～H28.3.31）	指定管理					
			【指定管理者】 大阪市男女共同参画推進事業体 （構成員） （財）大阪市女性協会 サントリーパブリシティサービス（株） 日本ビルサービス（株）			【指定管理者】 大阪市男女共同参加推進事業体（南） （構成員） （財）大阪市女性協会 リッジクリエイティブ（株） 日本ビルサービス（株）		【指定管理者】 （財）大阪労働協会
			（指定期間：H22.4.1～H26.3.31）					
事業規模	予算額	【事業委託】72百万円・【指定管理】44百万円	308百万円	65百万円	72百万円	67百万円	67百万円	
	職員数	【事業委託】（財団プロパー）4人・（相談員）13人・ （司書（プロパー以外））3人 【指定管理】（常勤）11人・（非常勤）2人	55人 （内、相談員17人） （H23.12末現在）	10人 （H23.12末現在）	11人 （H23.12末現在）	13人 （H23.12末現在）	14人 （H23.12末現在）	
	利用料収入	【会議室等】110,602千円	施設使用料 :59,967千円 その他:120千円	施設使用料 :16,543千円 その他:36千円	施設使用料 :25,188千円 その他:81千円	施設使用料 :18,457千円 その他:84千円	施設使用料 :24,272千円 その他:79千円	
	利用（者）件数	【H22年度利用者数】330,816人	404,194人	97,720人	146,991人	108,937人	198,027人	
出資比率（上位5位）		—	—					
国庫等	運営費	—	—					
	建設費	地方債63.78億円 【地方債】償還残額4,212百万円、残償還年数13年	地方債38.79億円	地方債10.78億円	地方債14.40億円	地方債32.97億円 内、用地20.75億円	地方債12.43億円	
府市からの補助金等		—	—					
根拠法		男女共同参画社会基本法、 大阪府立男女共同参画・青少年センター条例	男女共同参画社会基本法、 大阪市立男女共同参画センター条例					
法的制約		—						

【項目:ドーンセンター・クレオ大阪】

分析の視点	主な論点 (試案)
○ドーンセンターとクレオ中央の機能比較 ・情報ライブラリー機能 - 収蔵図書数 ドーン 41,742冊 (専門図書に特化) - クレオ中央 32,979冊 (一般図書を含む) (北:17,499冊 西:15,721冊 南:15,684冊 東:14,579冊) ・相談機能 - 電話相談:ドーン 2,257件 (1回線×週24H) - クレオ中央 11,386件 (2回線×週58.5H) ※女性相談は中央館、男性相談(117件)は北館で実施 - 面接相談:ドーン 1,348件 (週32H) - クレオ中央 1,767件 (週58.5H等) (北:209件 西:301件 南:101件 東:289件) ※男性相談(154件)は北部館、東部館で実施 ・啓発講座 (委託事業) - ドーン: 受講者 490人 (20講座) - クレオ中央: 受講者 1,205人 (45講座) (北:1,015人 (52講座) 西:1,097人 (49講座) - 南: 869人 (45講座) 東:2,547人 (100講座) ・貸館機能 - ドーンセンター:利用目的によって料金割引あり - クレオ中央館:料金割引なし <利用料収入> ドーン 110,602千円 クレオ 中央 59,967千円 [北:16,543千円 西:25,188千円 南:18,457千円 東:24,272千円] [取組による期待効果] ・役割分担の明確化による施設配置の全体最適化	○男女共同参画推進における広域・基礎自治体としての役割分担の整理 ・他都市状況を踏まえ、女性をめぐる諸問題の解決や男女共同参画推進のための事業のあり方を検討 ・ユーザー視点に立った事業のあり方論 (利便性等) ○上記の役割分担を踏まえ、新たな大都市制度における施設のあり方を検討 ・利用実態、役割に即した施設の必要性、最適配置、施設のより効果的な活用方法を検討 ○現状におけるドーンセンターとクレオ大阪の連携方策の検討
	作業状況
	平成24年2月24日 現状認識、今後の方向性についてカウンターパート間で意見交換 平成24年4月13日 同上

[項目：府立高校・市立高校]

施設の概要

学校教育法第2条により地方公共団体が設置した学校

		大阪府	大阪市
施設名（団体名）		府立高校	市立高校
所管部局名		教育委員会事務局高等学校課	教育委員会事務局指導部高等学校教育担当
現在の経営形態		直営	直営
事業規模	予算額	112,606百万円（H22決算）	16,515百万円（H22決算）
	職員数	9,589人（再任用・常勤講師含む）	1,556人（再任用・常勤講師含む）
	利用料収入	335百万円（H22決算）	39百万円（H22決算）
	利用（者）件数	139校、3,228学級、在籍125,478人	22校、401学級、在籍14,520人
出資比率（上位5位）		—	—
国庫等	運営費	13,491百万円（H22決算）	1,564百万円（H22決算）
	建設費	744百万円（H22決算）	62百万円【安全・安心な学校づくり交付金】（H22決算）
府市からの補助金等		—	—
根拠法		—	—
法的制約		—	—

【項目：府立高校・市立高校】

分析の視点	主な論点（試案）								
設置者統合に向け、以下の視点から分析 ○費用負担 ・交付税措置のない教職員の配置状況 ・施設の老朽、耐震状況 ○教職員の人事に関する取扱 ・これまでの運用基準 ○教育内容 ・府立高校と市立高校の体系 ○学校の配置 ・今後の生徒数や各学校の志願者数の動向 ・各学校の特色や地域特性 ・学区撤廃 【取組による期待効果】 ・運営の一元化による教育目標等の統一 ・府域全体から見た学校の適正配置 ・教職員の幅広い人材交流	移管に向けた課題 ○市における市立高校のあり方を検討 ○学校の適正配置について ・今後の生徒数や各学校の志願者数の動向、特色、地域特性、学区の撤廃を踏まえ、効率的かつ効果的な配置を検討 ○教育内容について ・カリキュラムや学科（専門学科）、コース等の調整 （例）府立高校には無い商業高校や福祉学科、 大阪市立の工業高校と府立の工科高校、 大阪市立咲くやこの花中学校・高校の取扱い、 大阪市立高校の夜間定時制及び昼夜間単位制 ・府市単独事業の扱いについての調整（予算、施設設備等） ○財政面について ・移管に伴う必要財源の確保 ・移管時の財産の取扱い ○組織・人員面について ・教職員及び講師の配置条件の調整 ・教職員の身分移管や人事異動基準の調整 作業状況 <table border="1"> <tr> <td>平成24年2月28日</td><td>再編に向けた課題の洗い出し・共有</td></tr> <tr> <td>3月 9日</td><td>事業分析に活用するデータの共有</td></tr> <tr> <td>3月12日</td><td>事業分析に活用するデータの共有</td></tr> <tr> <td>4月12日</td><td>論点整理に向けての調整</td></tr> </table>	平成24年2月28日	再編に向けた課題の洗い出し・共有	3月 9日	事業分析に活用するデータの共有	3月12日	事業分析に活用するデータの共有	4月12日	論点整理に向けての調整
平成24年2月28日	再編に向けた課題の洗い出し・共有								
3月 9日	事業分析に活用するデータの共有								
3月12日	事業分析に活用するデータの共有								
4月12日	論点整理に向けての調整								

[項目：府立支援学校・市立特別支援学校]

施設の概要

学校教育法第80条により設置した視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由児又は病弱者を就学させる特別支援学校

		大阪府	大阪市
施設名（団体名）		府立支援学校	市立特別支援学校
所管部局名		教育委員会事務局支援教育課	教育委員会事務局指導部特別支援教育担当
現在の経営形態		直営	直営
事業規模	予算額	32,073百万円（H22決算）	2,040百万円（H22決算）
	職員数	3,462人（再任用フルタイム、常勤講師含む）	1,235人（再任用・常勤講師含む）
	利用料収入	—	—
	利用（者）件数	30校、1,401学級、在籍5,661人	9校、462学級、在籍2,002人
出資比率（上位5位）		—	—
国庫等	運営費	11百万円（H22決算）	1百万円（H22決算）
	建設費	157百万円（H22決算）	—
府市からの補助金等		—	—
根拠法		学校教育法第80条	
法的制約		—	

【項目：府立支援学校・市立特別支援学校】

分析の視点	主な論点(試案)															
設置者統合に向け、以下の視点から分析 ○費用負担 ・交付税措置のない教職員の配置状況 ・施設の老朽、耐震状況 ○教職員の人事に関する取扱 ・これまでの運用基準 ○教育内容 ・カリキュラムや単独事業の状況 ○新校の整備 ・将来の児童・生徒数増への対応 【取組による期待効果】 ・運営の一元化による教育目標等の統一 ・通学区域の柔軟な設定 ・専門性のある教職員の幅広い人材交流	移管に向けた課題 ○教育内容について ・カリキュラムや学科(専門学科)、コース等の調整 ・府市単独事業の扱いについての調整(予算、施設設備等) ○財政面について ・移管に伴う必要財源の確保策 ・移管時の財産の取扱い ○組織・人員面について ・教職員及び講師の配置条件の調整 ・教職員の身分移管や人事異動基準等の調整 ○その他 ・新校整備に関する調整 ・通学区域割の取り決め ・義務教育部分(小・中学部)における広域自治体と基礎自治体の役割分担の整理															
	作業状況 <table> <tr> <td>平成24年1月20日</td><td>再編に向けた課題の洗い出し・共有</td></tr> <tr> <td>2月 9日</td><td>事業分析に活用するデータの共有</td></tr> <tr> <td>2月28日</td><td>事業分析に活用するデータの共有</td></tr> <tr> <td>3月 9日</td><td>事業分析に活用するデータの共有</td></tr> <tr> <td>3月12日</td><td>事業分析に活用するデータの共有</td></tr> <tr> <td>3月16日</td><td>事業分析に活用するデータの共有</td></tr> <tr> <td>4月13日</td><td>論点整理に向けての調整</td></tr> <tr> <td>4月26日</td><td>論点整理に向けての調整</td></tr> </table>	平成24年1月20日	再編に向けた課題の洗い出し・共有	2月 9日	事業分析に活用するデータの共有	2月28日	事業分析に活用するデータの共有	3月 9日	事業分析に活用するデータの共有	3月12日	事業分析に活用するデータの共有	3月16日	事業分析に活用するデータの共有	4月13日	論点整理に向けての調整	4月26日
平成24年1月20日	再編に向けた課題の洗い出し・共有															
2月 9日	事業分析に活用するデータの共有															
2月28日	事業分析に活用するデータの共有															
3月 9日	事業分析に活用するデータの共有															
3月12日	事業分析に活用するデータの共有															
3月16日	事業分析に活用するデータの共有															
4月13日	論点整理に向けての調整															
4月26日	論点整理に向けての調整															

[項目：大阪府こころの健康総合センター・大阪市こころの健康センター]

施設の概要

精神保健福祉法第6条に基づく精神保健福祉センター（都道府県・政令指定都市に設置義務）
府施設：平成6年新設、市施設：平成19年移転

		大阪府	大阪市
施設名（団体名）		大阪府こころの健康総合センター	大阪市こころの健康センター
所管部局名		健康医療部地域保健感染症課	健康局健康推進部
現在の経営形態		直営	直営
事業規模	予算額	73百万円（H23）	歳入3,952百万円 歳出8,410百万円（H23） ただし精神保健医療主管課業務含む。
	職員数	常勤36人、非常勤26人（H23.4現在）	常勤25人 非常勤2人（H24.1.1現在） ただし精神保健医療主管課業務含む。
	利用料収入	【診療料等】108百万円（H22決算）	2百万円（夜間救急のみ）（H22決算） ただし精神保健医療主管課業務含む。
	利用（者）件数	【平成22年度利用者数】27,058人	相談等 14,046件（H22実績）
出資比率（上位5位）		—	—
国庫等	運営費	【国庫】14百万円（H23）	3,508百万円（H22決算） ただし精神保健医療主管課業務含む。
	建設費	【地方債】償還残額2,212百万円、残償還年数13年	
府市からの補助金等		51百万円（H23）	24百万円（H22決算） ただし精神保健医療主管課業務含む。
根拠法		精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条	
法的制約		精神保健福祉法第6条により都道府県・政令指定都市に精神保健福祉センターの設置規定がある。	

[項目:大阪府こころの健康総合センター・大阪市こころの健康センター]

分析の視点	主な論点（試案）								
○ 業務概要 ○ 業務実績の推移 ・精神医療審査会審査件数、精神保健福祉手帳の発行件数は増加傾向（精神医療審査会審査件数） H20：11,665件 H21：12,082件 H22：12,707件（精神保健福祉手帳承認発行件数） H20：12,026件 大阪市：15,386件 H21：13,755件 17,351件 H22：14,666件 19,322件 ・相談事業等における困難事例の増加 ○ 他自治体施設との比較 ○ 堺市も含めたセンターの機能等の比較 【取組による期待効果】 ・府内での事業連携を図ることで、より効率的、効果的な事業運営が可能 ・精神保健医療業務については、専門性の高い知識が必要であり、一元化により府域全域で統一した計画と業務の一層の高度化が可能	○都道府県及び政令指定都市に設置義務が課されている中で望ましい運営体制の検討 ・事業運営の効率性の追求（事業の共同実施の拡充など） ○現行の業務内容の整理 ・府市のセンターでは、業務の範囲や機能、機構が異なることから、精神保健医療施策全体の整理が必要 <table><tr><td></td><td>大阪府</td><td>大阪市</td></tr><tr><td>精神保健福祉センター業務 ・企画立案、普及啓発、精神保健福祉手帳の判定など</td><td>こころの健康総合センター</td><td rowspan="2">こころの健康センター</td></tr><tr><td>精神保健医療主管課業務 ・措置診察、措置入院の実施</td><td>地域保健感染症課</td></tr></table> ※府内では、堺市でも共通事業を実施しているほか、すでに一部事業を共同で実施していることから、堺市も含めた検討が望ましい		大阪府	大阪市	精神保健福祉センター業務 ・企画立案、普及啓発、精神保健福祉手帳の判定など	こころの健康総合センター	こころの健康センター	精神保健医療主管課業務 ・措置診察、措置入院の実施	地域保健感染症課
	大阪府	大阪市							
精神保健福祉センター業務 ・企画立案、普及啓発、精神保健福祉手帳の判定など	こころの健康総合センター	こころの健康センター							
精神保健医療主管課業務 ・措置診察、措置入院の実施	地域保健感染症課								
	作業状況								
	平成24年2月16日 カウンターパート間での打合せ 2月24日 // 今後は、精神保健福祉センター業務のみに着目して二重行政と捉えるのではなく、精神保健医療施策全般、個々の施策に着目して効率性を検討する方針								

[項目：大阪府犬管理指導所・大阪市動物管理センター]

施設の概要

狂犬病予防法第21条に基づく犬の抑留所(都道府県・保健所設置市に設置義務)
府施設：昭和35年改築、市施設：昭和55年現庁舎完成

		大阪府	大阪市
施設名(団体名)		大阪府犬管理指導所(4分室含む)	大阪市動物管理センター(動物愛護相談室含む)
所管部局名		健康医療部食の安全推進課	健康局健康推進部
現在の経営形態		直営	直営
事業規模	予算額	53.8百万円 (狂犬病予防関係費 36.4百万円) (飼い犬の管理強化推進事業費 1.4百万円) (庁舎等管理費：犬管理指導所運営費 8.9百万円)	狂犬病予防事業費 30.4百万円 (うち動物管理センター運営費7.3百万円) 動物愛護管理事業費 8.5百万円 (うち動物愛護相談室運営費1百万円) 所有者不明ねこ適正管理推進事業費 2.9百万円
	職員数	獣医師12人、技術員17人、非常勤5人	33人(内1人兼務)
	利用料収入	—	—
	利用(者)件数	—	動物愛護事業参加者 1,121名
出資比率(上位5位)		—	—
国庫等	運営費	—	—
	建設費	—	—
府市からの補助金等		—	—
根拠法		狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律 ※鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、獣医療法については環境農林水産部動物愛護畜産課所管	狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、獣医療法
法的制約		狂犬病予防法(野犬の捕獲、犬の抑留所の設置：都道府県、保健所設置市に義務) 動物の愛護及び管理に関する法律(犬・ねこの引取り、負傷動物の保護収容：都道府県、保健所設置市に義務)	

[項目:大阪府犬管理指導所・大阪市動物管理センター]

分析の視点	主な論点（試案）
○業務概要 ・業務内容 - 狂犬病予防事業 - 動物愛護事業 ・実施体制 ○犬・ねこの取扱頭数 ・取扱頭数は長期的には減少傾向だが、最近5年間の減少傾向は鈍化 【取組による期待効果】 ・府域全域にかかる動物愛護施策の展開が可能 （犬、ねこに対する処分 ⇒ 譲渡の促進）	○狂犬病予防事業の根拠となる狂犬病予防法において、都道府県及び保健所設置市に犬の抑留所の設置義務が課されている中での望ましい運営体制の検討 ・事業の共同実施、自治体間での事務委託の検討 など ○動物愛護事業は、府と市の施設では、業務や機能、機構が異なることから、施策全体の整理が必要 ○現時点で可能な連携について ・動物愛護啓発の連携協力 ・淀川河川敷など広域野犬生息地域での情報の共有化と捕獲作業（既に実施中） ・犬・ねこの譲渡数向上のため、共同事業の実施を検討 など 作業状況 平成24年2月 8日 府市における各々の検討状況等についての情報交換 2月15日 事業分析および新たな大都市制度移行前における府市連携の具体策について意見交換 4月 5日 事業分析および論点について意見交換 4月24日 論点についての意見交換